

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備・運用について

【現状・課題】

- 広域通信制高校を設置する学校法人は、多数の生徒・通信教育連携協力施設等を抱え、広域かつ複雑な組織運営を行っており、実効的なガバナンス体制の整備・運用が不可欠。
- 改正私立学校法（令和7年4月1日施行）により、大臣所轄学校法人等には内部統制システムの整備が義務付けられ、一定の基準を満たす知事所轄学校法人にも同様のガバナンス強化措置が適用。広域通信制高校を設置する学校法人にも該当するものが少なくない。
- しかし、制度趣旨が浸透しておらず、基本方針や関係規程等の整備が十分ではない法人も少なくない。整備済でも、内部監査・モニタリング・内部通報制度等の運用が十分に機能していないおそれ。

改正私立学校法で義務付けられた業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び実効的な運用の徹底を、大臣指針において広域通信制高校を設置する学校法人に対し求めるべきではないか。

特に、不適切な運営等を早期に発見・是正できるようにする観点から、①独立性を有する内部監査体制の整備、②定期的なモニタリング（監査）の実施、③実効性ある内部通報・相談窓口の整備等を推進してはどうか。

また所轄庁は、この業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備と運用実態についても、点検・調査をすることとしてはどうか。

【具体的な取組例（イメージ）】

✓ 独立性を有する内部監査体制の整備

- 本校の校長・教頭等の学校現場から一定の独立性を有する内部監査部門を設置
- 本校のみならず、通信教育連携協力施設も含めて監査対象とする

✓ 定期的なモニタリング（監査）の実施（※次ページ記載のPDCAサイクルに位置付ける）

- 添削指導、スクーリング、メディア学習、単位認定等の運用状況について定期監査を実施（サテライト施設を含む）
- 監査結果については、本校の校長・教頭等に加えて、学校法人の理事会及び監事にも報告し、改善措置につなげる

✓ 内部通報・報告制度の整備

- 教職員、保護者・生徒等が利用しやすい内部通報・相談窓口を整備
- 匿名通報及び通報者保護を徹底
- 通報内容を適切に調査・記録し、再発防止策を講じる

法令等遵守に向けたPDCAサイクルの構築について

業務の適正の確保・法令等遵守及び通信教育の質の維持・向上に向けた**PDCAサイクルの構築**を大臣指針に盛り込み、その実行状況を継続的に点検・評価及び改善していくこととしてはどうか。

取組例（イメージ）

Plan（基本方針・手引等の整備）

- ・ 学校法人の理事会が法令等遵守に係る基本方針を策定・公表
- ・ 校長は添削指導、スクーリング、メディア学習、単位認定等の基準を学内規程・マニュアル等として整備
例）メディア学習の実施基準として、「計画的かつ継続的」な実施、同時双方向型の活用などの自校運用ルール等を整備

Do（実践）

- ・ 教職員研修や校内周知等を通じて運用ルールを徹底
- ・ 方針・基準に基づき教育活動を実施
- ・ 生徒の学習状況を継続的に把握・支援

Check（自己点検）

- ・ 添削指導、スクーリング、メディア学習、単位認定等の運用状況を定期点検
- ・ 教職員・生徒・保護者等の意見を含めて評価・分析
- ・ 点検・評価結果を記録・保存し、学校法人の理事会及び監事に報告（必要に応じ所轄庁に報告）

Act（改善）

- ・ 課題の原因分析と改善計画の策定
- ・ 学内規程・マニュアル・研修内容を見直し
- ・ 改善状況を次年度の計画へ反映

II . 保険監督上の評価項目

II - 4 業務の適切性

II - 4 - 1 コンプライアンス（法令等遵守）態勢

II - 4 - 1 - 1 意義 保険会社の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが顧客からの信頼を確立するために重要である。

II - 4 - 1 - 2 主な着眼点

(1)代表取締役、取締役及び取締役会は法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に取り組んでいるか。（「II - 1 経営管理」の項目参照）

(2)法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準が取締役会において策定されているか。

(3)コンプライアンスを実現するための具体的な手引書（コンプライアンス・マニュアル）を策定しているか。また、役職員及び保険募集人に対して周知徹底されているか。

(4)コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を適時、合理的なものとして策定しているか。

(5)コンプライアンス等の法務問題を一元管理する体制として、コンプライアンスに関する統括部門を設置しているか。また、その機能が十分発揮されているか。

(6)各業務部門及び営業拠点等毎に、適切にコンプライアンス担当者を配置しているか。

(7)コンプライアンスに対する内部監査態勢は十分整備されているか。

II - 4 - 1 - 3 監督手法・対応

コンプライアンス態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条又は第133条に基づき行政処分を行うものとする。

通信教育の運営基盤の安定強化に向けた人員体制・財政面の基盤整備について

- 不登校経験者、多様な学習ニーズを持つ生徒の受け皿として通信教育の重要性が増大するなかで、今後の通信制高校のコンプライアンス・ガバナンス体制の強化、教育の質の維持・向上や多様な背景を有する生徒の特性を踏まえた支援体制の整備など運営基盤の安定に向け、人員体制・財政面の基盤整備を進めていく必要がある。

1. 人員体制の基盤整備

- (1) 多様な背景を有する生徒の特性を踏まえた支援体制の整備に向け、**大臣指針において、養護・心理・福祉の専門職による支援体制を通信制高校の必要基準として明確化**し、養護教諭及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、また必要に応じて特別支援教育コーディネーター、キャリアカウンセラーといった支援体制の整備を推進。
- (2) 現在の高校標準法においては、通信制高校への養護教諭の配置が入っていないため、**高校標準法の見直し**（通信制高校における**養護教諭の定数化**及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の標準配置等）を今後、検討すべき。
- (3) 特別支援教育コーディネーター、キャリアカウンセラーも含めて実施校毎や通信教育連携協力施設等毎での配置が難しいものに関しては、地方公共団体（都道府県）が各都道府県内の高校生への支援体制として整備することとしてはどうか。
 - 【参考】改正定通振興法 第四条 **地方公共団体は**、定時制教育及び通信教育の振興等に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた**施策を策定し、及び実施する等の責務を有する**。

2. 財政面における基盤整備

- (1) 無償化の対象となる**授業料支援上限額における全日制に対する通信制の著しい格差の是正**
 - 私立高校の全日制の支援上限は45万7,200円／年、通信制は33万7,200円／年とされており、通信制の支援上限は全日制の約74%である。一方、公立では、全日制が11万8,800円／年であるのに対し、通信制は定額制で6,240円／年、単位制では336円／単位となっており、通信制は全日制の約5～7%の支援上限額となっている。まずは、公立通信制の授業料支援上限額を、全日制の約74%の約8万7,700円／年程度に是正すべきではないか。
- (2) **通信制高校の質保証と連動した財政面における基盤の在り方の検討**
 - 私立高校において、通信制の授業料の支援上限額は全日制の約74%に留まっている。まずは質保証のための情報公開、ガバナンス、コンプライアンス体制の整備・運用を徹底した上で、多様な背景を有する生徒の特性を踏まえた支援体制の整備や教育の質の向上に向け、通信制と全日制の支援上限額の違いの是正等の財政面における基盤の在り方についても今後検討すべきではないか。